.4　1.1及び1.2に定めるように横置水密隔壁に及ぶ損傷が想定されている場合には、浸水区画室を決定する上で横置水密隔壁が有効と認められるためには、横置水密隔壁が少なくとも2.1の仮定の損傷の縦方向範囲と等しい長さの間隔で設けられていなければならない。この間隔よりも短い間隔で横置水密隔壁が設けられている場合には、仮定の損傷の縦方向範囲内の横置水密隔壁は、浸水区画室を決定する上で、存在しないとみなす。

.5　1.3に定めるように隣接する二の横置水密隔壁の間の損傷が想定されている場合には、横置水密隔壁（ウイング・タンク又は二重底タンクの境界となる横置水密隔壁を含む。）は、損傷しないとみなす。ただし、次の場合は、この限りでない。

.1　隣接する二の横置水密隔壁の間隔が2.1に定める仮定の損傷の縦方向範囲未満である場合

.2　横置水密隔壁に長さ三・〇五メートルを超える階段部又は屈折部があり、かつ、当該階段部又は屈折部が仮定の損傷の範囲内にある場合。船尾隔壁及び船尾タンクの天井が形成する階段部は、この第二十八規則の適用上、階段部でないとみなす。

.6　管、ダクト又はトンネルが仮定の損傷の範囲内にある場合には、損傷が生じたときに浸水することとなる区画室以外の区画室への浸水が生じないようにしておく。

3　油タンカーは、次の要件を満たす場合には、損傷時復原性の規準に適合しているものとみなす。

.1　船体の沈下、横傾斜及びトリムを考慮した浸水の最終段階における喫水線は、新たな浸水を生ずるおそれのある開口の下縁よりも下方になければならない。この開口には、空気管及び風雨密の戸又はハッチ・カバーにより閉じられる開口を含む。ただし、水密マンホール・カバー、水密平甲板口、甲板の高度の保全性を維持する貨物タンクの小型水密ハッチ・カバー及び遠隔操作水密滑り戸により閉じられる開口並びに開けることができない型の舷窓は、除くことができる。

.2　非対称浸水による横傾斜角は、浸水の最終段階において二十五度（甲板縁が水没しない場合には、三十度）を超えてはならない。

.3　主管庁は、浸水の最終段階における復原性を調査するものとし、復原てこ曲線が平衡位置から少なくとも二十度の復原力範囲を有し、かつ、二十度の範囲内で最大の残存復原てこが少なくとも〇・一メートルであれば十分なものとみなすことができる。この範囲内の曲線下の面積は、〇・〇一七五メートル・ラジアン以上でなければならない。保護されていない開口は、関係する区域が浸水すると仮定する場合を除くほか、この範囲内で水に没してはならない。この範囲内において、3.1に掲げるすべての開口及び水密ぶたに閉鎖することができるその他の開口の水没は、認められる。

.4　主管庁は、浸水の中間段階における復原性が十分であることを確かめる。

.5　弁又は両舷連結管のような機械的な操作を必要とする平衡化装置は、備えられている場合には、3.1から3.3までに定める要件を満たすために横傾斜角を減少させ、又は残存復原性の最小の範囲を得ることを目的とするものとみなしてはならず、及び十分な残存復原性は、平衡化措置が使用されるすべての段階で維持されなければならない。大きな断面積を有するダクトによつて連結されている区域は、一体とみなすことができる。

4　1の要件は、船舶の設計上の特性、仮定の損傷の及ぶ区画室の配置、形状及び内容物並びに液体の分布、密度及び自由表面による影響を考慮して行う計算によつて確認する。この計算は、4.1から4.5までに定めるところにより行う。

.1　空のタンク、部分積載タンク、積載される貨物の密度及び仮定の損傷の及ぶ区画室からの液体の流出を考慮に入れる。

.2　浸水率は、次のとおり仮定する。

場所	浸水率
貯蔵品用の場所	〇・六〇
居住設備のある場所	〇・九五
機関のある場所	〇・八五
空所	〇・九五
消費される液体用の場所	〇から〇・九五まで
他の液体用の場所	〇から〇・九五まで

.3　船側損傷の直上の船楼の浮力は、考慮しない。ただし、損傷範囲外の船楼の非浸水部分が水密隔壁によつて仕切られ、かつ、3.1に定める要件に適合する場合には、当該非浸水部分の浮力を考慮することができる。船楼の水密隔壁における水密ヒンジ戸は、認容される。

.4　自由表面による影響は、各区画室につき、横傾斜角五度におけるものを計算する。部分積載タンクについては、主管庁は、自由表面による影響を五度を超える横傾斜角において計算することを要求し、又は認めることができる。

.5　消費される液体の自由表面による影響の計算に当たつては、各種の液体につき、少なくとも横方向の一対のタンク又は中心線上の一のタンクが自由表面を有すると仮定されるタンクは、自由表面による影響が最大となるものでなければならない。

5　この規定が適用される油タンカーの船長（非自航船である油タンカーの場合には、責任者）は、承認された様式で次のものの提供を受ける。

.1　この第二十八規則の規定に適合することを確保するために必要な貨物の積込み及び積付けに関する情報

.2　この第二十八規則に定める損傷時復原性の規準に適合するための船舶の性能に関する資料（1.3の規定に基づき認められた要件の緩和の効果に関するものを含む。）

6　載貨重量二万トン以上の油タンカーであつて第一規則28.6に定義する千九百九十六年七月六日以後に引き渡されたものについては、2.2に定める損傷の範囲の仮定は、次に仮定する船底裂傷によつて補足される。

.1　縦方向範囲

.2.1　載貨重量七万五千トン以上の船舶　船首垂線から測つて〇・六Lメートルの長さ

.2.2　載貨重量七万五千トン未満の船舶　船首垂線から測つて〇・四Lメートルの長さ

.2　横方向範囲

船底のいずれかの場所においてB／3メートル

.3　垂直方向範囲　外板の破口

第二十九規則　スロップ・タンク

1　第三規則4の規定が適用される場合を除くほか、総トン数百五十トン以上の油タンカーは、2.1及び2.2に定める要件に従つて、スロップ・タンクを備える。第一規則28.1に定義する千九百七十九年十二月三十一日以前に引き渡された油タンカーについては、いかなる貨物タンクも、スロップ・タンクとして指定することができる。

2.1　貨物タンクを洗浄し、並びに汚れたバラストの残留物及びタンク洗浄水を貨物タンクから主管庁の承認するスロップ・タンクに移すため、適当な措置をとる。

2.2　このシステムにおいては、海洋へ排出されるいかなる排出物も第三十四規則の規定に適合するような方法で油性廃棄物を一のスロップ・タンク又は組み合わせたスロップ・タンクに移すための措置をとる。